（逮捕状等の記載の変更）

第124条　逮捕状の発付を受けた後、逮捕前において、引致場所その他の記載の変更を必要とする理由が生じたときは、当該逮捕状を請求した警察官又はこれに代わるべき警察官が、当該逮捕状を発付した裁判官又はその者の所属する裁判所の他の裁判官に対し、書面（引致場所の変更を必要とするときは、引致場所変更請求書）により逮捕状（逮捕状の発付と同時に逮捕状に代わるものの交付がある場合にあつては、逮捕状及び当該逮捕状に代わるもの）の記載の変更を請求するものとする。ただし、やむをえない事情があるときは、他の裁判所の裁判官に対して請求することができる。

（令状等請求簿）

第125条　逮捕状の請求をしたときは、令状等請求簿（別記様式第13号）により請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

（逮捕の際の注意）

第126条　逮捕を行うに当たつては、感情にとらわれることなく、沈着冷静を保持するとともに、必要な限度を超えて実力を行使することがないように注意しなければならない。

２　逮捕を行うに当たつては、あらかじめ、その時期、方法等を考慮しなければならない。

［３・４　略］

５　多数の被疑者を同時に逮捕するに当たつては、個々の被疑者について、人相、体格その他の特徴、その犯罪事実及び逮捕時の状況並びに当該被疑者と証拠との関連を明確にし、逮捕、押収その他の処分に関する書類の作成、取調べ及び立証に支障を生じないようにしなければならない。

６　刑訴法第201条の２第３項の規定により逮捕状に代わるものを被疑者に示すときは、当該逮捕状に代わるものの交付の請求に係る個人特定事項（同条第１項に規定する個人特定事項をいう。第189条第３項において同じ。）が被疑者に知られることがないように注意しなければならない。

（令状の請求）

第137条　刑訴法第218条第１項の規定による捜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査の令状の請求は、指定司法警察員がこれを行うものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員が請求しても差し支えない。

２　［略］

３　第１項の令状を請求したときは、令状等請求簿により、請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

（没収保全等の請求）

第163条　第119条（通常逮捕状の請求等）の規定は、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成３年法律第94号。以下この条において「麻薬特例法」という。）第19条第３項、不正競争防止法（平成５年法律第47号）第35条第３項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下この条において「組織的犯罪処罰法」という。）第23条第１項の没収保全（麻薬特例法第19条第１項、不正競争防止法第35条第１項及び組織的犯罪処罰法第22条第１項の没収保全命令による処分の禁止をいう。次条第１項及び第165条において同じ。）及び附帯保全（麻薬特例法第19条第２項、不正競争防止法第35条第２項及び組織的犯罪処罰法第22条第２項の附帯保全命令による処分の禁止をいう。次条第２項及び第165条において同じ。）の請求について準用する。

（逮捕状の記載の変更）

第124条　逮捕状の発付を受けた後、逮捕前において、引致場所その他の記載の変更を必要とする理由が生じたときは、当該逮捕状を請求した警察官またはこれに代るべき警察官が、当該逮捕状を発付した裁判官またはその者の所属する裁判所の他の裁判官に対し、書面（引致場所の変更を必要とするときは、引致場所変更請求書）により逮捕状の記載の変更を請求するものとする。ただし、やむをえない事情があるときは、他の裁判所の裁判官に対して請求することができる。

（令状請求簿）

第125条　逮捕状を請求したときは、令状請求簿（別記様式第13号）により請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

（逮捕の際の注意）

第126条　逮捕を行うに当つては、感情にとらわれることなく、沈着冷静を保持するとともに、必要な限度をこえて実力を行使することがないように注意しなければならない。

２　逮捕を行うに当つては、あらかじめ、その時期、方法等を考慮しなければならない。

［３・４　同左］

５　多数の被疑者を同時に逮捕するに当つては、個々の被疑者について、人相、体格その他の特徴、その犯罪事実および逮捕時の状況ならびに当該被疑者と証拠との関連を明確にし、逮捕、押収その他の処分に関する書類の作成、取調および立証に支障を生じないようにしなければならない。

［項を加える。］

（令状の請求）

第137条　刑訴法第218条第１項の規定による捜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査の令状は、指定司法警察員がこれを請求するものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員が請求しても差し支えない。

２　［同左］

３　第１項の令状を請求したときは、令状請求簿により、請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

（没収保全等の請求）

第163条　第119条（通常逮捕状の請求）の規定は、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成３年法律第94号。以下この条において「麻薬特例法」という。）第19条第３項、不正競争防止法（平成５年法律第47号）第35条第３項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下この条において「組織的犯罪処罰法」という。）第23条第１項の没収保全（麻薬特例法第19条第１項、不正競争防止法第35条第１項及び組織的犯罪処罰法第22条第１項の没収保全命令による処分の禁止をいう。次条第１項及び第165条において同じ。）及び附帯保全（麻薬特例法第19条第２項、不正競争防止法第35条第２項及び組織的犯罪処罰法第22条第２項の附帯保全命令による処分の禁止をいう。次条第２項及び第165条において同じ。）の請求について準用する。